

尾道市渡船建造業務基本計画書

【新船要目について】

	項目	内容	備考
<b>1 一般</b>			
1.1	総則	海事都市尾道にふさわしい、SDGsの達成にも資する省エネを考慮した船型で、日本遺産に認定された「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」の景観・風景にマッチしたデザインを採用した船とする。 また、防振防音対策にも留意する。	
1.2	就航する航路	尾道(土堂)～向島(兼吉)航路で主に使用	
1.3	運航条件	強風時や潮流の速い大潮等の状況でも、航行及び棧橋への離着棧ができること。	
1.4	資格	JCI(第二種船)	
1.5	航行区域	平水区域(5海里未満)	
1.6	適用法規	船舶法(明治32年法律第46号) 船舶安全法(昭和8年法律第11号) 小型船舶安全規則(昭和49年運輸省令第36号) 小型鋼船構造基準 小型カーフェリー特殊基準 船舶のトン数に関する基準 海上衝突予防法(昭和52年法律第62号) 海上交通安全法(昭和47年法律第115号) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号) その他関係法令	関係法令には、本船及び本船の航行区域範囲に適用される国内関係法規を含む。 起工時までに関係法規が改正又は新たに公布された場合は、これを適用する。
1.7	船舶の種類	旅客船兼自動車渡船	
1.8	船型	船首尾傾斜型、1基2軸(固定ピッチプロペラ)、船首尾ランプドア(直引式)	十分な復原性と推進性能を有し、良好な操縦性及び安全性に優れた船型とする。
1.9	総トン数	19トン(20トン未満)	
<b>2 船体</b>			
2.1	船体の材質	鋼。ただし、上部構造等についてはアルミ軽合金等も可とする。	上部構造等にアルミ軽合金等を使用する場合は簡単な理由を明記する(例:復原性に配慮)。
2.2	主要寸法 全長 垂線間長 幅 計画満載喫水	後記、現行フェリーを基準とし、変更可能とする。	自動車積載能力等は現行フェリーを参考にしつつも、バリアフリー法等現行法令に即したものとする。

2.3	旅客定員	後記、現行フェリーを基準とし、変更可能とする。	
2.4	乗組定員	2名	
2.5	航海速力	7ノット	試運転最大8ノット
2.6	タンク容積	燃料タンク:約4立方メートル	
2.7	車両甲板高さ	クリア高さ2.9メートル	
2.8	車両積載能力	後記、現行フェリーを基準とし、変更可能とする。	
2.9	ランプドア	棧橋事情に合わせて乗降可能なランプドアとし、バリアフリーも考慮すること。 ランプドアはシリンダ直引きとすること。 開閉は操舵室からの遠隔操作とすること。 油圧ポンプは主機前ベルト駆動とすること。	
2.10	舷門	舷門を両舷に各1つ設けること。	始業終業時の乗員乗降用等に使用
2.11	旅客室	バリアフリー対応とすること。 エアコンを装備すること。	バリアフリー席 25人につき1人分 車いすスペース 100人につき1か所
2.12	操舵室	死角のない十分な視界を確保すること。 エアコンを装備すること。	
2.13	バリアフリー機能	バリアフリー客室やランプ等の通行への配慮等、関係法令に適合し検査に合格する機能を有すること。	
2.14	係留・係船設備	本船に適した係留・係船設備を備えること。 アンカーは高把駐力型(ダンフォース型)とすること。	
2.15	塗装	外板:エポキシ系錆止・アクリル系仕上げ 船底:エポキシ系錆止・AF2号 外部:エポキシ系錆止・アクリル系仕上げ 艀装品:エポキシ系錆止・アクリル系仕上げ 船殻内部:エポキシ系錆止 燃料油タンク:油拭き	船体塗装は「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」の景観・風景にマッチしたものとすること。 尾道市が船体塗装について、要望することがある。
2.16	救命・消防設備	規則に従い装備すること。	

### 3 機関部

3.1	主機の種類	ディーゼル機関	出力は船型・航海速力に基づき、造船所にて選定すること。
3.2	使用燃料油	A重油	
3.3	発電機	ベルト駆動	AC100V
3.4	補機器類	ビルジポンプ 1台 機関室通風機 1台 甲板機油圧ポンプ 1台 操舵機油圧ポンプ 1台 ベルト駆動発電機 1台 など	19tフェリーに支障のないもの

3.5	配管	管材、弁、コック等はJIS製品及びこれに準ずるものを使用し、亜鉛メッキ、酸洗い等使用場所に適合した処置を施すこと。 排気管には防熱を施すこと。	
3.6	その他	主機排気管には消音器を設け減音すること。 機関室床面は通行に考慮し、主機の周りに敷板を施すこと。	

#### 4 電気部

4.1	動力	機関室機器:DC24V 照明類:DC24V 航海灯:DC24V 通信機器:DC24V エアコン:AC100V 雑用コンセント:AC100V	
4.2	電線(ケーブル)	特殊なものを除き、キャブタイヤケーブルを使用すること。	
4.3	航海計器	レーダー、GPS等の航海計器は装備しない。	
4.4	拡声装置	第3種汽笛(マイク付き)を装備すること。	
4.5	その他	ベルト駆動発電機 5KVA 1台 機関室通風機 1台 ビルジポンプ 1台 エアコン 2台 航海灯 1台 蓄電池 2群 スイッチ盤、分電盤 1台 照明類 一式 ワイパー 2台 投光器 一式 探照灯 2台 など	AC100V  操舵室、旅客室  主機用、一般用

#### 5 その他

- (1) バリアフリーについては国土交通省策定の「旅客船バリアフリーガイドライン」を参照すること。
- (2) 照明器具は省エネルギーに配慮しLEDタイプ等の使用を考慮すること。
- (3) 探照灯は明るさに留意すること。
- (4) 燃料消費量の軽減等、省エネルギー化・大気汚染の抑制に対応した船型・主機とすること。
- (5) 汎用性の高い部品を使用し、将来の修繕費抑制を図ること。
- (6) 本書に明記しないものでも、通常この種の船舶に備えるもの及び管海官庁により要求されるものは完備すること。
- (7) 新船の保証期間は、引渡しの日から1年間とすること。
- (8) 支払については、業務完了後請求を受けた日から30日以内に行う。
- (9) 引渡しに際しては、本船の乗組員に必要な機器類等の取扱い説明を行うこと。
- (10) その他本基本計画書に記載のない事項でも海事都市尾道にふさわしい提案があれば、それを妨げない。

## 【提案書記載事項について】

次の1から5までの提案書を作成すること(書式は全てA4版及びA3版図面、様式は任意)。

### 1 業務実績

過去の相応のフェリー設計・建造実績について、その一覧表・写真などを提出すること。

### 2 船舶の設計・建造

#### (1) 新船の基本設計について

一般配置図を作成すること。

仕様書又は要目表を作成すること。

#### (2) バリアフリー対応について

バリアフリー客室、その他バリアフリー対応について記載すること。

#### (3) 省エネルギー対策について

船型・主機・燃費及び照明等について記載すること。

### 3 新船のデザイン

#### (1) 外観図

カラーで「鳥瞰図」など、外観・艤装が分かるものを作成すること。

#### (2) 「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」の景観・風景にマッチしたイメージのデザイン及び船体塗装について

### 4 実施体制・スケジュール

業務を受託した場合における、契約締結から令和7年1月完成、納品、就航に至るまでの、実施体制、工程等を記載すること。

### 5 金額

設計、建造費など、内訳を明記した見積書(消費税及び地方消費税を除く。)を作成すること。

### 6 その他

その他新船建造に当たってアピールできること。

## 【注意】

提案内容と試運転(運航時)及び載貨重量とのデータに著しい相違があるときは、事業者は修補の責めを負う場合があります(ただし、修補が合理的でない場合は、損害賠償の責めを負う場合があります。)

※参考 現行フェリー「にゅうしまなみ」要目

船舶所有者	おのみち渡し船株式会社
資格	JCI
船舶の種類	フェリー(第2種船)
航行区域	平水区域
総トン数	19トン
載荷重量	16.48トン (車両非搭載時 11.68トン)
満載排水量	67.49トン (車両非搭載時 62.69トン)
船質	鋼
全長	22.70m
垂線間長	18.15m
幅	6.65m/5.35m
深さ	1.45m
喫水	0.80m
乗組定員	2名
旅客定員	47名 (車両非搭載時 118名)
主機の種類	ディーゼル機関
常用出力	195ps
航海速力	7ノット
車両積載能力	乗用車8台
バリアフリー機能	無